

社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇 児 発 0 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日</p>	<p style="text-align: right;">雇 児 発 0 2 2 6 第 4 号 社 援 発 0 2 2 6 第 7 号 老 発 0 2 2 6 第 1 号 平 成 2 5 年 2 月 2 6 日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p>
<p style="text-align: center;">社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について</p>
<p>社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。</p>	<p>社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 対象施設及び対象事業 (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金からの補助を受けて行う移転整備事業。</p>	<p>1 対象施設及び対象事業 (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金からの補助を受けて行う移転整備事業。</p>
<p>対象施設： 救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、<b>児童心理治療施設</b>、児童自立支援施設、婦人保護施設、保育所（認定こども園のうち幼保連携施設を構成する保育所及び保育所分園を含む）、幼保連携型認定こども園（児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。）</p>	<p>対象施設： 救護施設、更生施設、障害者支援施設、障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、<b>情緒障害児短期治療施設</b>、児童自立支援施設、婦人保護施設、保育所（認定こども園のうち幼保連携施設を構成する保育所及び保育所分園を含む）、幼保連携型認定こども園（児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。）</p>

(2) ~ (4) (略)

2 適用期間

(1) ~ (3) 平成 30 年 3 月 31 日までに着手した事業

(4) (略)

(2) ~ (4) (略)

2 適用期間

(1) ~ (3) 平成 29 年 3 月 31 日までに着手した事業

(4) (略)